

[公益4] 大学連携、产学連携による教育支援等の振興及び推進

4-1 電子著作物等の利用推進

<事業計画>

「授業目的公衆送信補償金制度」の徵収や分配の仕組みなどについて注視し、必要に応じて文化庁及び授業目的公衆送信補償金等管理協会に意見を発信するとともに、説明を要請する。とりわけ、大学教員で公衆送信目的授業利用の対象となる教員個人への分配が現状での仕組みから漏れてしまう恐れが危惧されることから、分配の仕組みなどについて課題を提示し、改善に向けて働きかける。また、改正個人情報保護法の施行に伴う私立大学への影響等について、機関誌及びセミナーなどを通じて理解の促進を図る。

<事業の実施結果>

「電子著作物等利用推進委員会」を設置し、授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題について整理した内容を、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に課題提起した。

電子著作物等利用推進委員会

2023年(令和5年)3月24日に5名が出席して1回開催し、授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起の状況確認と、改正個人情報保護法の施行に伴う私立大学への影響等について検討した。

(1) 授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起と状況確認について

<本協会による課題提起>

大学教員個人への補償金の分配が現状での仕組みから漏れてしまう恐れが危惧されることから、令和4年6月6日に次頁の通り、授業目的公衆送信補償金管理協会に対して、「授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起」を行った。

課題提起の趣旨は、補償金の分配が一部の大学におけるサンプル調査による利用報告に基づき、授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)から、分野ごとの著作権管理事業者等に委託され、それぞれの団体(新聞、論文、文芸、脚本、写真、美術、出版、音楽、映像)から個別の著作権者に分配されているが、便宜的に調査した利用報告の著作権者に限定した分配にとどまっており、全ての著作権者への分配が実現されていないことを指摘し、改善策の方向性を「分配の仕組みに対する考え方の問題」、「分配の仕組みを改善していくための課題」として提案した。

「分配の仕組みに対する考え方の問題」としては、①著作権を主張する人・組織などから、権利者としての登録を一元管理できるようにしておくこと、②著作物を利用する組織などから、利用情報の中で著作権者の報告を義務付ける必要があること、③学校関係者、例えば大学教員で公衆送信目的授業利用の対象となる教員個人への分配については、現状での仕組みから漏れる恐れが危惧されること、④著作権の対象となる全ての権利者を可能な限り把握し、手当していくことが改正著作権法の究極の目的であることを明示した。

「分配の仕組みを改善していくための課題」としては、①教育機関の分配業務受託団体の設立確認が急がれること、②著作権者の一元管理を的確に行うには、例えば、複数のコンピュータでデータを共有するブロックチェーン(分散型台帳)技術を用いたシステムなどの導入による管理が必要であること、③権利者が不明な場合の検索方法などに関するガイドラインの作成が必要であること、④メタバースなど新しい著作物の出現を想定すると、分配業務受託団体による分配の仕組みに限界があるので、将来はネット上でAIを活用したデータベースにより対応することを計画していく必要があることなどとした。

その上で、「著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようにすることで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにする」という改正著作権法が求める趣旨に即した仕組みづくりに向けて、年次的に課題解決の行動計画を策定され、実現できるよう検討を依頼し、令和4年11月総会で課題提起に対する受け止め方の説明を要請した。

<課題提起に対する SARTRAS からの回答>

SARTRAS からは、令和 5 年 3 月に次のようなコメントがあった。補償金の分配は、受託団体を通じて分配することを前提としているが、当初より受託団体には団体加盟権利者だけでなく同分野の非団体加盟員への分配を担うことも義務付けているので、利用報告があったにもかかわらず大学教員への分配が漏れてしまう心配は、権利者名及び連絡先が判明させられる限りないと回答があった。一方、利用報告については、制度開始以前から利用報告に伴う教員方々の負荷軽減が強く要請されていたこと、著作権者側も利用報告を権利者への分配につなげる作業が少なからずあることから、報告システム上の工夫は重ねているが依頼する量をなかなか増やせない実情との説明があり、ブロックチェーンや AI 技術の活用による具体的な改善策があれば、当協会としても検討させていただくので教示いただきたいとの回答があった。

また、本協会総会での説明については、SARTRAS 内で 2022 年度の対応状況を総括する手続きが遅滞していることから、改めて年度明け以降に機会の検討をお願いしたいとのことで、本協会として 2023 年度に日程調整することにした。

以下に、意見発信した文書を掲載する。

公社私情協発第 23 号
令和 4 年 6 月 6 日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
理事・事務局長 野方 英樹 様

公益社団法人私立大学情報教育協会
会長 向 殿 政 男

授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起について

平素は、本協会の事業にご理解をたまわり感謝申し上げます。

さて、貴協会のご努力により、授業目的公衆送信補償金制度が円滑に運用されておりますことにご同慶の至ります。

ところで、補償金を徴収する仕組みは、貴協会でガイドラインを整理して、2021 年度より本格実施されておりますが、徴収した補償金が個人を対象とした大学教員などへ適切に分配される仕組みについてはまだ確立されておりません。現状では、一部の大学にサンプル調査を行い、そのデータを基に分野ごとの分配業務受託団体に分配業務を委託しております。分配業務受託団体は、新聞、論文、文芸、脚本、写真、美術、出版、音楽、映像となっており、大学をはじめとする教育機関の団体が含まれております。分野を網羅する団体がない場合は、貴協会が設立支援を行うとして、2022 年度予定されていると側聞しております。

改正著作権法が求める趣旨は、著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようになりますことで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにするとしており、法の趣旨に即した仕組みづくりに向けて、貴協会において年次的に課題解決の行動計画を策定され、実現できますよう、別紙のように課題提起を整理しましたのでご検討をお願いいたします。できますならば、本年 11 月 30 日の本協会臨時総会（オンライン）において貴協会のお考えを伺えれば幸いに存じます。

授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起

1. 分配の仕組みに対する考え方の問題

- ① 著作権法が求める趣旨は、文化・社会経済の発展を図るために、著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようになりますことで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにすることとしています。
- ② それには、著作権を主張する人・組織などから、権利者としての登録を一元管理できるようにしておくことが前提となります。
- ③ その上で、著作物を利用する組織などから、利用情報の中で著作権者をできるだけ報告させることを義務付ける必要があります。
- ④ 著作権者に分配される額の多寡に関わらず、著作権の対象となる全ての権利者に分

配される仕組みを確立して、透明性が確保されることが前提として考えられます。

- ⑤ 特に学校関係者、例えば、大学教員で公衆送信目的授業利用の対象となる教員個人への分配については、現状での仕組みから漏れる恐れが危惧されます。
- ⑥ このような著作権の対象となる全ての権利者を可能な限り把握し、手当していくことが改正著作権法の究極の目的であると言えます。

2. 分配の仕組みを改善していくための課題

- ① 分配業務受託団体ができる限り個別の権利者に分配するとしていますが、その団体に大学をはじめとする教育機関の団体が含まれておらず、大学教員への分配の窓口となる団体が 2022 年度に予定されていると側聞しており、分配業務受託団体の設立確認が急がれます。
- ② 著作物利用情報の収集は、著作権の対象となる全ての権利者を対象とするため、サンプル調査で対象校に限定することなく、全ての利用者組織に義務付けていく必要があります。その際、権利者については、利用者側で探索し、明らかにしておくことが必要と考えます。
- ③ 著作権者の一元管理を的確に行うには、例えば、複数のコンピュータでデータを共有するブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いたシステムなどを導入して管理する必要があります。
- ④ 分配は、これまでのところ分配業務受託団体に一任されており、権利者が不明な場合には、分配金相当額を共通目的基金に繰り入れて最大 10 年間検索するとしていますが、どのような方法で検索するのか団体に一任されており、統一性が見られませんのでガイドラインを作る必要があると考えます。
- ⑤ メタバースなど新しい著作物の利用形態は、今後無限に拡大されていくことを考えますと、分配業務受託団体での分配に限界を感じられます。将来は、分配業務受託団体ではなく、ネット上で AI を活用したデータベースにより対応することも計画していく必要があることを検討していく必要があると考えます。
- ⑥ なお、いわゆるオーバーライド問題は、個別契約をしている権利者が大学からの契約使用料と補償金の両方を受け取ることで二重徴収になる可能性が残されていますことから、ガイドラインを提示していただくことが必要かと考えます。

(2) 改正個人情報保護法の施行に伴う私立大学への影響等について

改正個人情報保護法が 2022 年度から全面施行されることにより、個人がデータの利用停止や消去を求める権利の拡大、個人情報の管理状況の明示化、漏洩や破棄などを防ぐための安全管理措置の対応、氏名など削除した「仮名加工情報」の創設などの取り扱いについて、大学としての厳格な対応が求められていることから、4 月 23 日開催の「堀部正雄情報法研究会シンポジウム：個人情報保護法の改正と大学関係者にとっての課題」を加盟校に案内し、理解の共有を図った。

また、今後は学修者本位の教育を目指して、学生一人ひとりの学修活動のデータを収集・分析するなど、個人情報の的確な取り扱いが大学側に求められてくることから、2023 年度に大学での個人情報管理の対応についてアンケートし、課題を整理して機関誌及びセミナーなどを通じて理解の促進を図る予定にしている。